

新	旧		
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <table border="1" data-bbox="203 675 1104 772"> <tr> <td> <p><b>Commerz Bank AG</b></p> <p><b>銀行業：ドイツ連邦金融監督庁</b></p> </td> </tr> </table> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>口座開設について</p> <p>(1. 省略)</p> <p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。</p>	<p><b>Commerz Bank AG</b></p> <p><b>銀行業：ドイツ連邦金融監督庁</b></p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引説明書 (DMM FX)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p> <p>(1. ～5. 省略)</p> <p>6. お客様が行う FX 取引は、当社との相対取引となります。当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的として、当社の判断によりカバー取引を次の業者と行っています。</p> <table border="1" data-bbox="1135 675 2036 772"> <tr> <td> <p><b>(新設)</b></p> </td> </tr> </table> <p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引のリスクについて 省略)</p> <p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引の仕組みについて</p> <p>口座開設について</p> <p>(1. 省略)</p> <p>2. 当社が定める基準を満たしていること。当社の基準の主なものは以下のとおりです。</p>	<p><b>(新設)</b></p>
<p><b>Commerz Bank AG</b></p> <p><b>銀行業：ドイツ連邦金融監督庁</b></p>			
<p><b>(新設)</b></p>			

<p>≪個人のお客様の場合≫                  ((1) ~ (2) 省略)</p> <p>(3) 日本国内に居住する満 <u>18</u> 歳以上 <u>(高校生を除く)</u> 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>((4) ~ (7) 省略)</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページ、<u>取引ツール上</u>に掲載しているお知らせ、<u>及び電子メールによる通知</u>をご確認頂けること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>≪法人のお客様の場合≫                  ((1) ~ (7) 省略)</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページ、<u>取引ツール上</u>に掲載しているお知らせ、<u>及び電子メールによる通知</u>をご確認頂けること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>&lt;取引担当者基準&gt;                  ○日本国内に居住する <u>18</u> 歳以上 <u>(高校生を除く)</u> 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p>	<p>≪個人のお客様の場合≫                  ((1) ~ (2) 省略)</p> <p>(3) 日本国内に居住する満 <u>20</u> 歳以上 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p> <p>((4) ~ (7) 省略)</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>≪法人のお客様の場合≫                  ((1) ~ (7) 省略)</p> <p>(8) 適宜、当社ホームページに掲載しているお知らせをご確認頂けること。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>&lt;取引担当者基準&gt;                  ○日本国内に居住する <u>20</u> 歳以上 75 歳未満の行為能力を有する個人であること。</p>
--	--

<p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>(金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和4年4月2日 改訂</u></p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>	<p>(以下、省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引の手続きについて 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為 省略)</p> <p>(店頭外国為替証拠金取引及びその受託に関する主要な用語の定義 省略)</p> <p>(金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について 省略)</p> <p>(反社会的勢力に対する基本方針 省略)</p>
---	---